一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会スポーツ用具等貸出要綱

（目的）
第１条　一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、障がい者スポーツの裾野拡大及びスポーツを通じた障がい者の社会参加促進、並びに競技力の向上を目的としてスポーツ用具等（以下「用具」という。）の貸出を行うものとし、その貸出に関して必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）
第２条　用具の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 本会会員
(2) 本県内に住民票のある者
(3) 本県内に設置の学校及び施設、並びに関係機関等
(4) その他、本会が認めた者

（貸出申請）
第３条　用具の貸出を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、本会宛てにスポーツ用具等貸出申請書兼貸出許可証（様式１）（以下「申請書」という。）に記名押印のうえ、貸出を受けようとする日までに提出しなければならない。

（貸出の決定）
第４条　本会は、前条の申請書を受理したときはその内容を精査し、貸出が適正であると認めた場合、使用者に対して申請書の写しを発行し、用具を貸し出すものとする。

（貸出期間）
第５条　用具の貸出期間は３ヶ月以内とする。
２　前項に定める期間を超える貸出を希望する場合は一旦返却し、再度申請を行うものとする。但し、他に貸出の申請がある場合はこれを優先する。

（用具の管理運搬）
第６条　用具の借り受け及び返却に係る運搬は、原則使用者が行うものとする。
２　用具の借り受けは、原則、本会の業務時間内（平日８時３０分から１７時１５分まで）に行うものとする。
３　使用者は、用具を善良に管理し、自己の責めに帰すべき理由により滅失又は毀損等したときは、使用者の責任において直ちに原状回復しなければならない。
４　使用者は、目的に反して用具を使用し、譲渡、交換、貸出又は担保に供してはならない。

（用具の返却）
第７条　使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、直ちに用具の返却を命ずるものとする。
(1) 不正に用具の貸出を受けたとき
(2) 使用者が死亡したとき
(3) 使用者が貸出対象者の要件を満たさなくなったとき

２　用具の返却は、原則、本会の業務時間内（平日８時３０分から１７時１５分まで）に行うものとする。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。